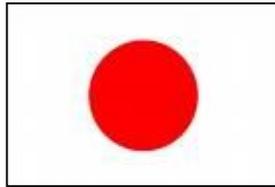


日・中領事協定



- ◎ 日中両国は領事関係ウィーン条約の締結国
(中国は1979年に加入。我が国は1983年に加入)
- ◎ 中国における邦人保護件数の増加
(1991年 172件→2007年 2580件)



日中両国間の人的往来の緊密化に伴い急増する領事業務を一層効果的に処理する必要性の高まり

日・中領事協定

(2003年4月交渉開始、2008年3月(第7回交渉)実質合意、2008年10月署名)

領事機関ウィーン条約の規定を確認・補足すること等を目的とし、以下について定める。

- 領事機関の公館及び領事官の住居の不可侵の強化
- 派遣国の国民と領事官との接触、通信の確保
- 派遣国の国民が逮捕された場合等の領事機関への通報の義務化及び迅速化
- 領事官と接受国の地方当局との間の連絡の緊密化
- この協定により規律されていない事項については、領事関係ウィーン条約により引き続き規律される。
- この協定は、香港、マカオにも適用される。

日中両国間のより円滑な領事任務遂行のために有意義であり、ひいては日中両国間の友好関係及び協力を促進することが期待される。